

地下水汚染対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 千葉市域における地下水汚染対策に関し、千葉市関係各局相互の密接な連絡調整の基に、市民の健康の保護及び公衆衛生の危険防止の確立を図り、もって地下水汚染に関して適切かつ総合的な対策を推進するため、地下水汚染対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「地下水汚染」とは、地下水の水質が次の各号の一に該当する場合を言う。

- (1) 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成9年3月環境庁告示第10号)の別表の項目の欄に掲げる項目(全シアンを除く。)ごとに、それぞれ同表の基準値の欄に掲げる環境基準に適合しない場合
- (2) 水道法(昭和32年法律第177号)第4条2項の規定に基づく「水質基準に関する省令」(平成15年5月厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(シアンに限る。)については、同表の中欄に掲げる基準に適合しない場合
- (3) その他市民の健康の保護に関して対策会議で必要と認めた場合(所掌事務)

第3条 対策会議は、地下水汚染に係る有効的な対策について調査及び審議する。

- 2 対策会議の所掌事務は、別表第3に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 対策会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、環境局所管の事務を分担する副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。
- 4 副会長は、他の副市長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、対策会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第5条 対策会議は、会長が召集し、その議長となる。

(幹事会)

第6条 対策会議の調査及び審議を円滑に推進するため、対策会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、環境保全部長の職にある者をもって充て、幹事は別表

第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、環境局環境保全部環境規制課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもの他、対策会議に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

総合政策局長	環境局長
財政局長	経済農政局長
市民局長	建設局長
保健福祉局長	水道局長

別表第 2

総合政策局	総合政策部	政策企画課長
財政局	財政部	財政課長
市民局	市民自治推進部	市民自治推進部長 市民自治推進課長
保健福祉局	医療衛生部 保健所 環境保健研究所	医療衛生部長 医療政策課健康危機管理 担当課長 生活衛生課長 保健所長 環境衛生課長 食品安全課長 環境保健研究所長 健康科学課長 環境科学課長
環境局	環境保全部 資源循環部	環境保全部長 環境保全課長 環境規制課長 資源循環部長 収集業務課長 廃棄物施設維持課長 産業廃棄物指導課長
経済農政局	農政センター	農政センター所長 農業生産振興課長
建設局	下水道施設部	下水道施設部長 下水道整備課汚水対策担 当課長
水道局		水道事業事務所長

別表第3

局 部 課	所 掌 事 務
市民局市民自治推進部 市民自治推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・町内自治会との連絡及び調整に関すること。
保健福祉局医療衛生部 医療政策課 生活衛生課 保健所 食品安全課 環境衛生課 環境保健研究所 健康科学課 環境科学課	<ul style="list-style-type: none"> ・健康調査に関すること。 ・安全な飲用水の確保に関すること。 ・地下水汚染時における食品製造業者等に係る指導に関すること。 ・汚染井戸の飲用指導に関すること。 ・地下水汚染及び飲料用井戸の水質に係る緊急の検査に関すること。
環境局環境保全部 環境規制課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の事務、調整等に関すること。 ・工場、事業場等に起因する地下水汚染に係る水質調査、原因究明等に関すること。 ・地下水汚染防止に係る工場、事業場等の規制及び指導に関すること。
環境局資源循環部 収集業務課 産業廃棄物指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物及びし尿の適正処理に係る指導等に関すること。 ・産業廃棄物発生事業所及び同処理業者への立入検査及び規制指導に関すること。 ・産業廃棄物処理施設に係る地下水汚染防止技術指導等に関すること。 ・産業廃棄物に起因する水質検査に関すること。
経済農政局農政部 農政センター 農業生産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料の適正使用、家畜糞尿等の適正処理の指導に関すること。
建設局下水道施設部 下水道整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設の整備等に関すること。
水道局 水道事業事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水汚染時における緊急の給水対策に関すること。 ・地下水汚染に係る上水道配水管布設に関すること。

